

都市計画法第34条第11号の 区域指定に係る公告縦覧について

福島県では、福島県都市計画法施行条例(平成11年福島県条例第76号)第3条第1項の規定により次の1に掲げる土地の区域を都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域として指定します。

1 土地の区域

岩瀬郡鏡石町高久田及び鏡沼の各一部

2 指定年月日

令和5年8月8日

3 告示日

令和5年8月8日

4 縦覧場所

- (1) 福島県土木部都市計画課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
電話：024(521)7508 Fax024(521)7956/Eメール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp
- (2) 福島県県中建設事務所総務部行政課
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 福島県郡山合同庁舎 北分庁舎
電話：024(935)1329 Fax024(935)1544/Eメール：kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp
- (3) 鏡石町役場都市建設課都市グループ
〒969-0492 鏡石町不時沼345番地
電話：0248(62)2116 Fax 0248(62)2144/Eメール：toshikensetsu@town.kagamiishi.lg.jp

5 縦覧に供する図書

位置図及び区域図

6 問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部都市計画課 電話：024(521)7508(直通) Fax024(521)7956
Eメール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp